

生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業

【令和7年度予算概算要求額 30（18）百万円】

<対策のポイント>

輸出先国から求められている二枚貝の生産海域の指定に必要な基礎データ（化学物質や微生物の分析等）を収集し、行政機関や関係事業者と当該海域の管理方法を検討します。また、EUから求められている二枚貝の定期的なモニタリングを実施します。輸出先国側の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データを収集します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円 [2025年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 生産海域の指定に必要な基礎データの収集

(1) 海域指定に必要なデータの収集

米国及びEU向けの活二枚貝輸出について、生産海域の指定に必要な基礎データ（二枚貝に含まれる化学物質、重金属、貝毒や貝毒産生プランクトン等）を収集します。

(2) 有識者による検討会の開催

活二枚貝等の輸出に関する検討会を開催し、米国及びEUの規制に適合する海域管理方法のモデルについて取りまとめを行います。

2. 定期的な海域モニタリングの実施

EU向け二枚貝の輸出において、生産海域の指定の維持に必要な化学物質や微生物等の定期的なモニタリングを実施します。

3. 輸出先国の規制に対応するための基礎データの収集

輸出先国の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ（ホタテの中腸腺除去による貝毒低減効果、非加熱二枚貝について米国から要求されるデータ等）を収集します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



二枚貝に含まれる化学物質等のデータ収集
二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ収集



輸出先国の規制に適合する海域管理方法について検討会の開催



生産海域における定期的なモニタリング

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-1778）

<対策のポイント>

中国等の輸出先当局による農林水産物・食品の製造等を行う国内事業者への登録規制等に対して、施設登録時の書類確認、適合性の現地調査、規制内容の周知、相談対応等を実施する。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

- ・ 国内事業者が行う輸出先国での施設登録に対して、施設や衛生要件が輸出先国の要件に適合しているかの書類確認や登録申請などの管理を、日本の管轄当局が行うよう輸出先当局から求められるケースが多くなっている。
- ・ これらの輸出先当局からの要求に対応し、事業者の輸出の維持・拡大をするために必要な取組を実施する。

（施設登録に関して日本の管轄当局の管理が近年求められている例）

○ 中国向け食品の企業登録

2022年1月以降、特定の品目については、製造・保管等を行った企業を輸出国の管轄当局が中国当局に登録することが求められている。

○ 台湾向け水産食品の製造等施設登録

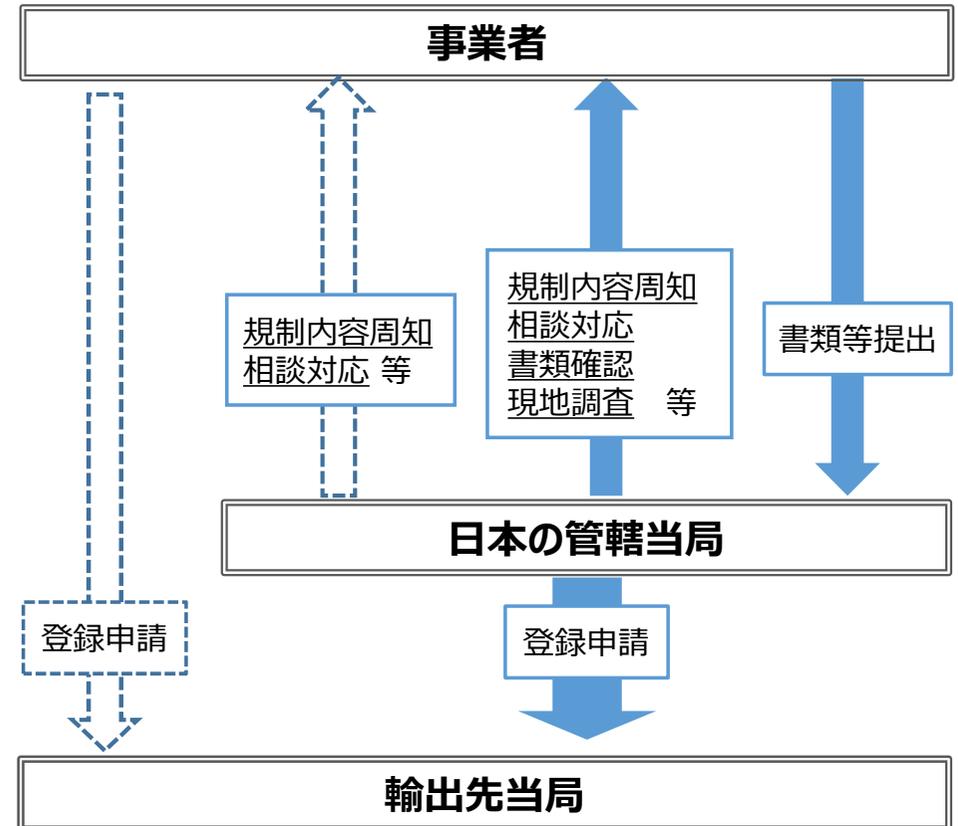
台湾に輸入される水産食品について、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、台湾政府の承認を受けることが求められている。

○ インドネシア向け乳製品等の製造施設登録

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の輸出に必要な残留物質等のモニタリングにあたって、国際的に通用する信頼性を確保した分析結果を得ることが不可欠であるため、**妥当性確認された検査法の確立**を実施する。

<事業目標>

- EU等向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円〔2025年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

検査法の検討及び妥当性確認

対象：

- ・ 日本が提出した残留物質等モニタリング計画に対して、EU等から追加の指摘があった検査項目の検査法
- ・ 令和5年12月のEUの残留物質等モニタリングの検査項目の分類変更に伴い追加された新たな検査項目の検査法
- ・ 国内で新たに承認された動物用医薬品・飼料添加物等の検査法

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・ 国際的に通用する信頼性を確保した分析結果を得るために、検査は、試験所の能力に関する国際規格であるISO/IEC 17025に適合している試験機関が実施する必要がある。
- ・ 検査機関のキャパシティーに限りがあることから、EU等から示された追加の検査項目に優先順位をつけた上で、試験法の検討や妥当性確認を実施する。

EU等から農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等検査の要求

国による残留物質等モニタリング計画の作成等

計画に基づいた残留物質モニタリング等検査の実施

※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持

検査項目の追加

- ・ 抗菌剤
- ・ 農薬
- ・ 重金属 等

検査法の検討 妥当性確認



農畜水産モニタリング検査支援事業

【令和7年度予算概算要求額 258（258）百万円】

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円 [2025年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を定額で支援します。

3. 農産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める青果物の残留農薬、微生物、重金属等の検査に係る経費を定額で支援します。

4. 生産海域モニタリング検査支援

輸出先国が求める二枚貝等の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を定額で支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

(1～3の事業)

EU等から農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等検査の要求

国による残留物質等モニタリング計画の作成等

計画に基づいた残留物質モニタリング等検査の実施

(4の事業)

EU等から二枚貝等の指定生産海域のモニタリング検査の要求

国や都道府県によるモニタリングのためのサンプリング計画の作成等

計画に基づいたプランクトン・貝毒等の検査の実施

※ 国の公的管理の下、残留物質等モニタリング検査の実施により、引き続き、輸出ができるステータスを維持



民間団体等が実施する検査に要する経費を支援（定額）



自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

【令和7年度予算概算要求額 162（162）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行、輸出施設の認定の迅速化のため、また、輸出に取り組む事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担う都道府県や民間検査機関等の体制強化をします。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 体制強化・能力向上

実務担当者の能力向上を図るため、**研修の受講、開催**等を支援します。
また、輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、証明書の発行等を行う**人員の増強、検査に必要な試験所認定の取得**等を支援します。

2. 検査機器導入等

農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、迅速化や効率化に必要な**検査機器の導入や更新**等を支援します。



研修等による実務担当者の能力向上



証明書発行業務の人員増強



検査機器の導入

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**施設認定や国際的認証の取得等**、輸出先国から求められる規制への**対応**、輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための**研修の開催等**に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出先国の規制等への対応の強化

輸出先国が求める条件への対応や、輸出手続を円滑に進めるために必要となる、

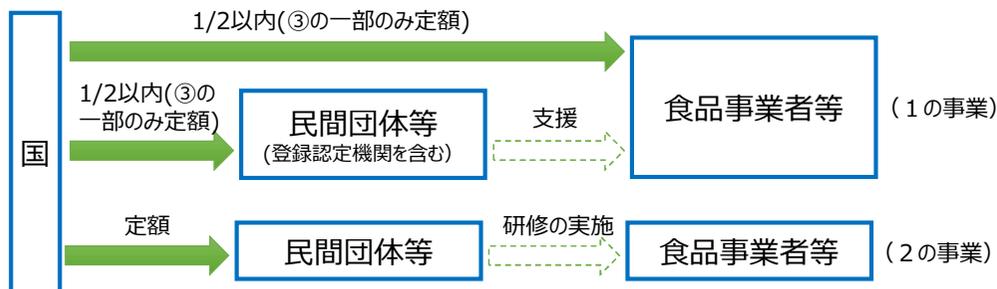
- ① 国際的に通用する認証等の新規取得
- ② 輸入条件に適合する旨の施設認定等の取得
- ③ 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
- ④ 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替等の取組を支援します。

2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

輸出事業者等の理解を深め、新たな輸出への取組を促進するため、

- ・ 認定取得やHACCP導入等に必要なる一般衛生管理、輸出先国の規制への対応に係る研修の開催等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1. 輸出先国の規制等への対応の強化】



国際認証等の取得



施設認定等の取得



輸出先国検査官の招へい



輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替

【2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援】



研修等による輸出事業者等の対応能力向上

植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和7年度予算概算要求額 185（157）百万円】

<対策のポイント>

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）**や国内外の**侵害対策**、**植物検疫の対応等**に係る経費を支援するとともに、在来種等の保存、**品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等**を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

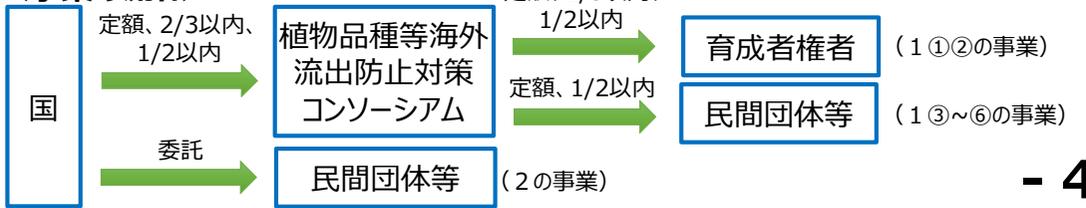
1. 海外における育成者権の取得支援等

- 育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。
- ① 海外出願**
 - ② 育成者権侵害対策**
国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。
 - ③ 植物検疫等対応準備**
防衛的許諾に向け、当該国への種苗持ち込み時に、植物検疫で求められる無菌化された種苗の準備等の取組を支援します。
 - ④ 種苗資源の保護**
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
 - ⑤ 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**
品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
 - ⑥ 流通品種データベースの運用**
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

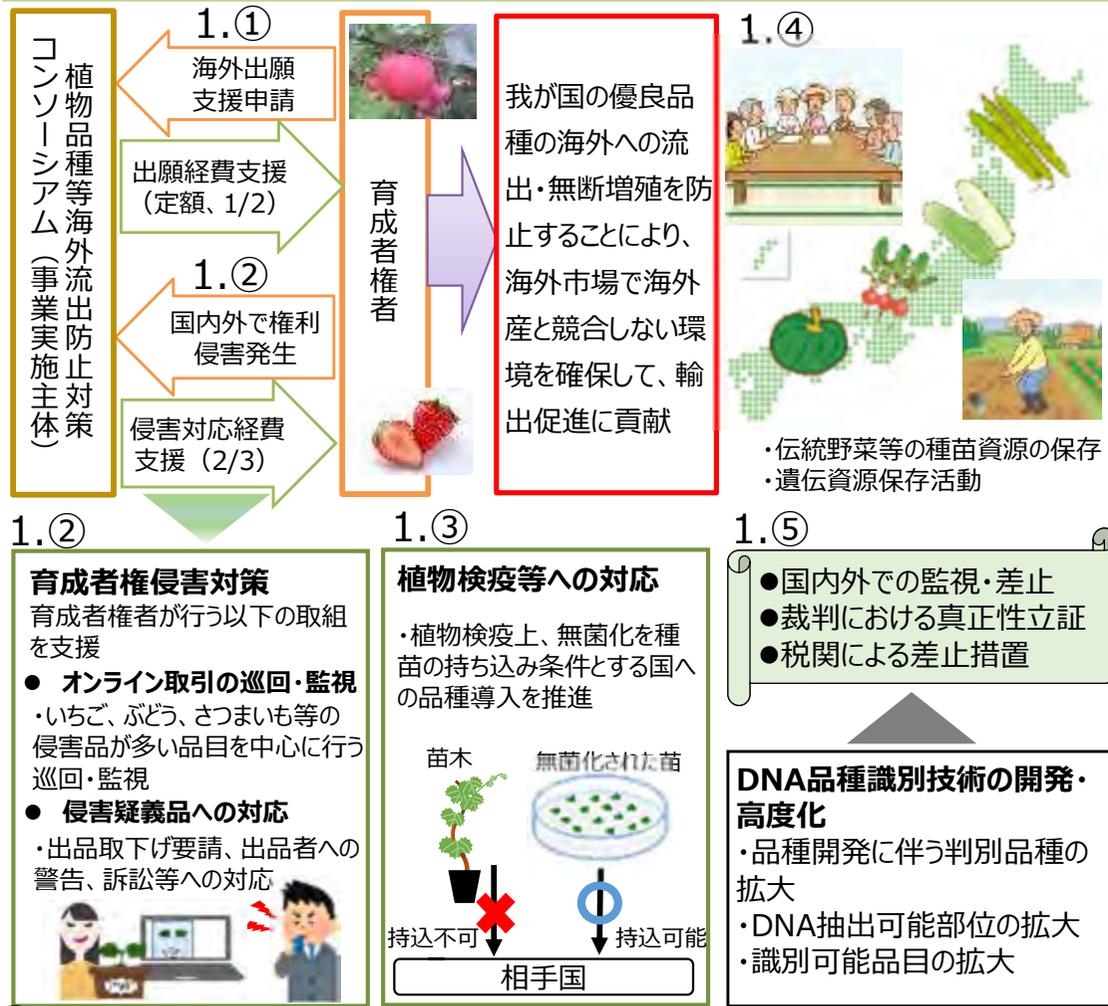
2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

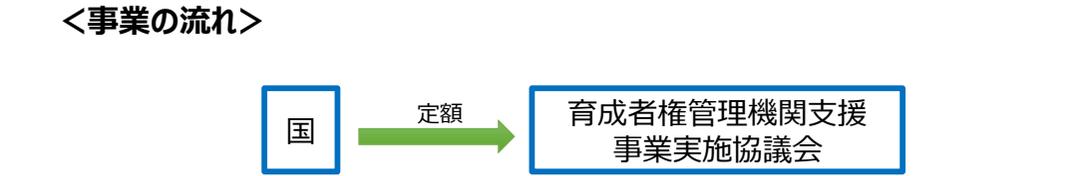


<対策のポイント>
 植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

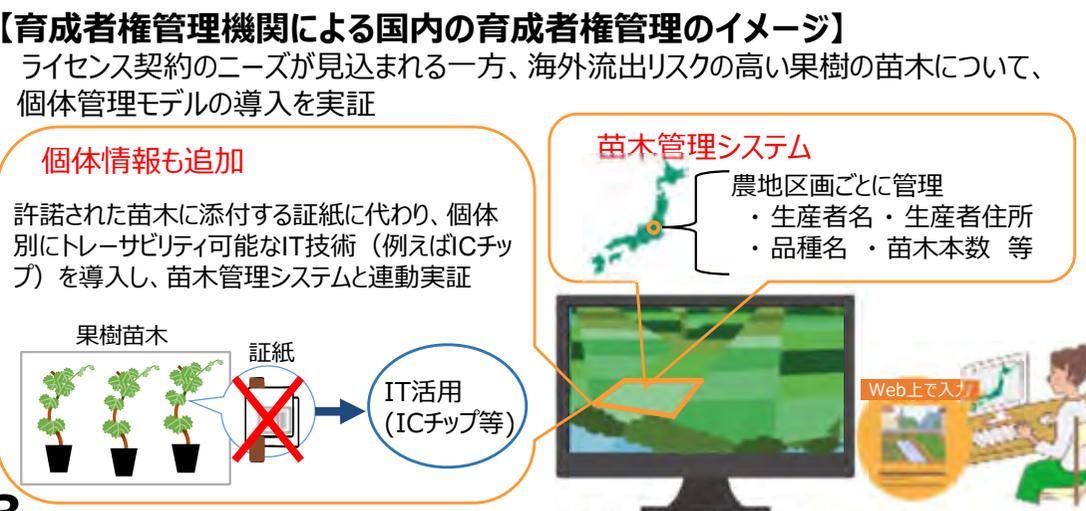
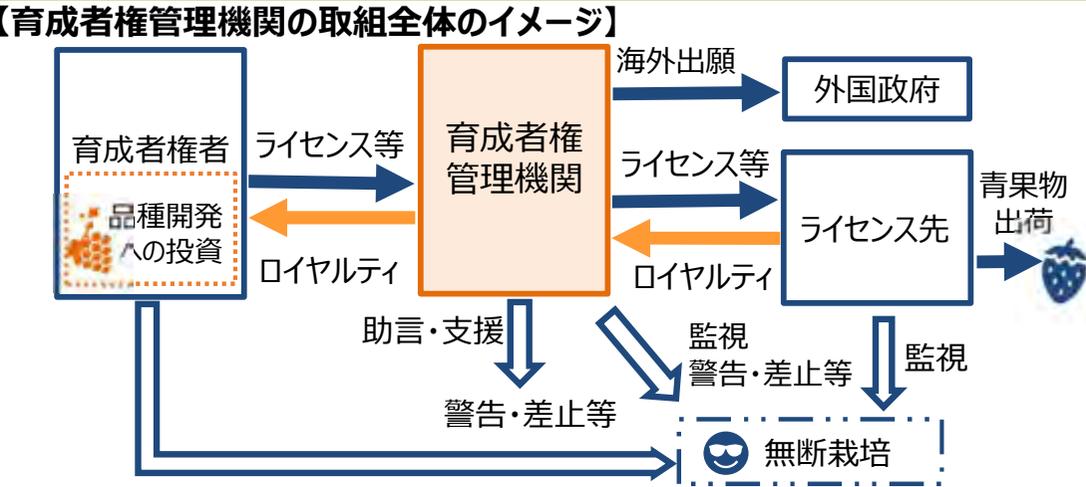
<事業目標>
 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 海外ライセンス交渉加速化**
 海外ライセンス指針に則したライセンス契約の実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化の取組等を支援します。
- 2. 海外育成者権管理事業**
 海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。
- 3. 国内外における侵害対応**
 無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。
- 4. 国内育成者権管理事業**
 ライセンス契約の中心となる果樹苗木の管理を徹底するため、苗木の個体管理システムの導入実証や、厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等を支援します。



<事業イメージ>



<対策のポイント>

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、**農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進**します。また、**農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けて支援**します。

<事業目標>

輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80%、相談対応件数1,000件 [令和11年度まで]

<事業の内容>

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業 98（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備

農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成・確保

現場での農業知財の保護・活用が進むよう、
 ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保
 イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
 を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
 あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

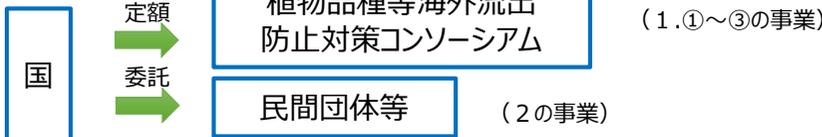
③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信

品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

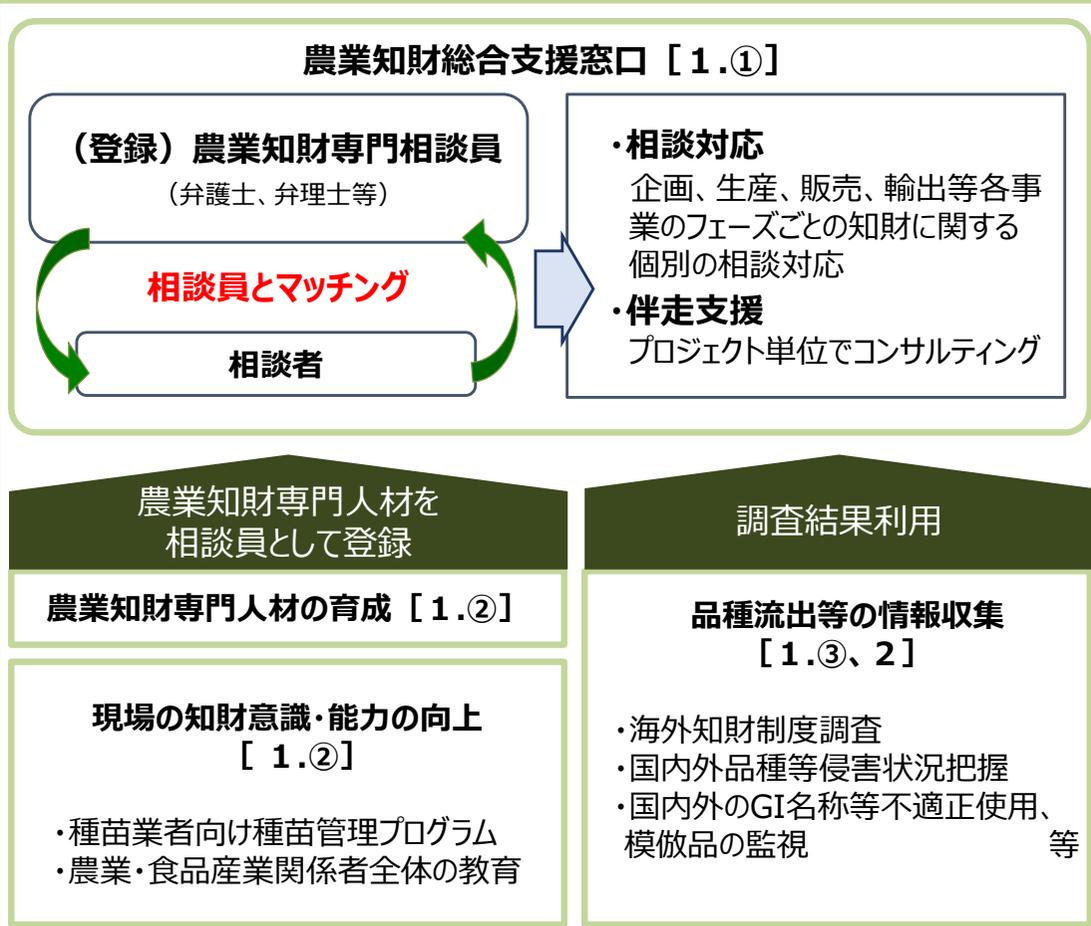
2. 地理的表示模倣品等対策委託事業 28（36）百万円

国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

<事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

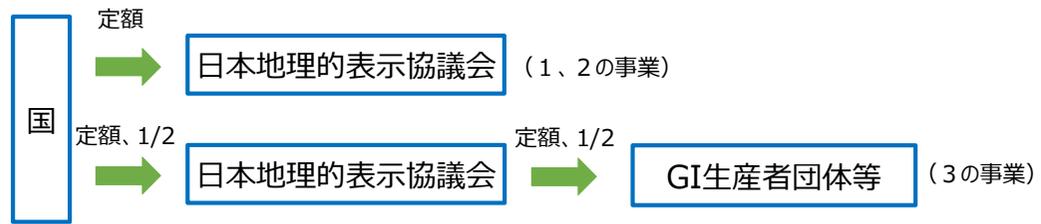
2. GI登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。
また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

<事業の流れ>

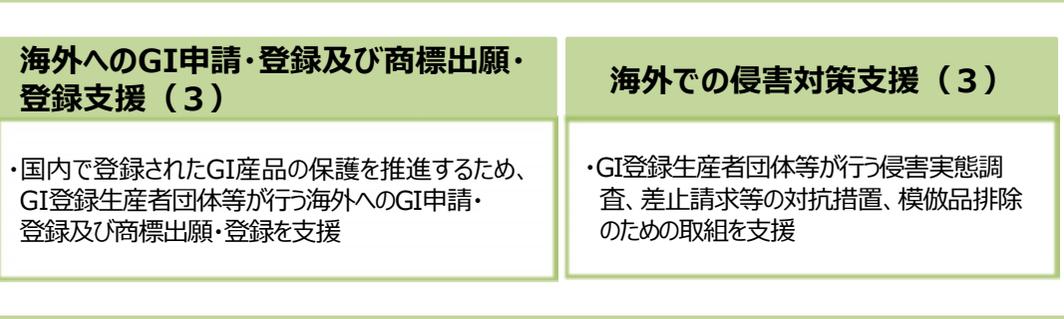


<事業イメージ>

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等



海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援



〈対策のポイント〉

我が国の輸出・知財戦略上重要な国において、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、植物新品種保護国際同盟（UPOV）への加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

〈事業目標〉

○今後、5か国以上がUPOVに加盟[令和10年度まで]

○保護品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施[令和10年度まで]

＜事業の内容＞

1 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

アジア諸国等のUPOV加盟促進と品種保護制度の充実のため行う以下の取組を支援します。

- ①新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
- ②UPOV条約に則した法整備支援
- ③UPOV e-PVPのデジタルツール活用や審査協力に向けた取組を推進

2 植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析等

UPOV事務局による海外ライセンスの成功事例などの調査や各国の品種保護制度の強化に向けた取組を支援します。

- ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析
- ②持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援

＜事業イメージ＞

国際的な品種保護の課題

- アジア諸国をはじめ、途上国では、国際水準の品種保護制度が整備されていない国が多く、我が国の優良品種の無断栽培を防止できない。
- 海外ライセンス生産等、品種の保護・活用をグローバルに進めていく必要。

事業内容

1. 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

アジア諸国等のUPOV加盟に向けた取組を促進

- ・UPOV制度の役割・便益の周知啓発
- ・法制度や審査実施体制の整備
- ・UPOV e-PVP活用や審査協力の取組推進

2. ①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析

優良品種のライセンス生産による農家の所得向上等の事例の調査・分析・横展開

優良品種導入による収量・所得向上、現地農業生産の発展



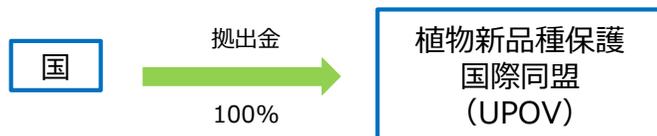
2. ②持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援

気候変動への耐性や環境負荷の低減といった特性を持つ、食料安全保障等、持続可能な農業に資する品種の導入に必要な、品種保護制度の整備や審査協力に向けた取組を支援



海外ライセンス生産に必要な国際水準の品種保護環境をグローバルに整備

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

米穀周年供給・需要拡大支援事業

【令和7年度予算概算要求額 5,033 (5,033) 百万円】

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等**を支援します。

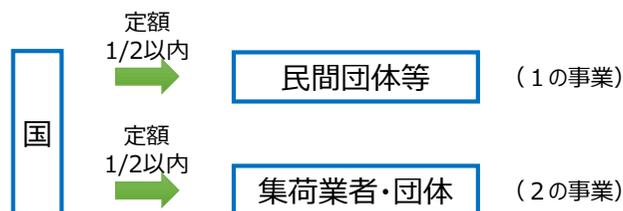
産地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



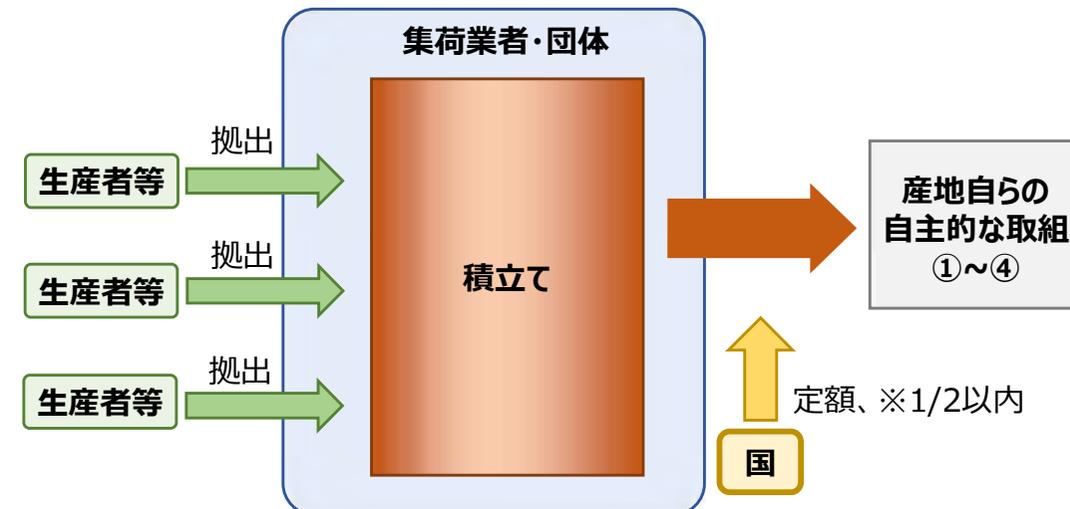
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和7年度予算概算要求額 35(21)百万円】

<対策のポイント>

2030年の林産物輸出目標額1,660億円の達成に向け、クオリティの高い日本の木製家具・食器、木工品について、グローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・デザイン・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会が実施する海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティング、効果的なプロモーション手法の制作・実践・普及啓発、ビジネスマッチングサポート等の取組を支援**します。

<事業の内容>

1. 木製家具等の販売力強化・輸出基盤の構築（新規）

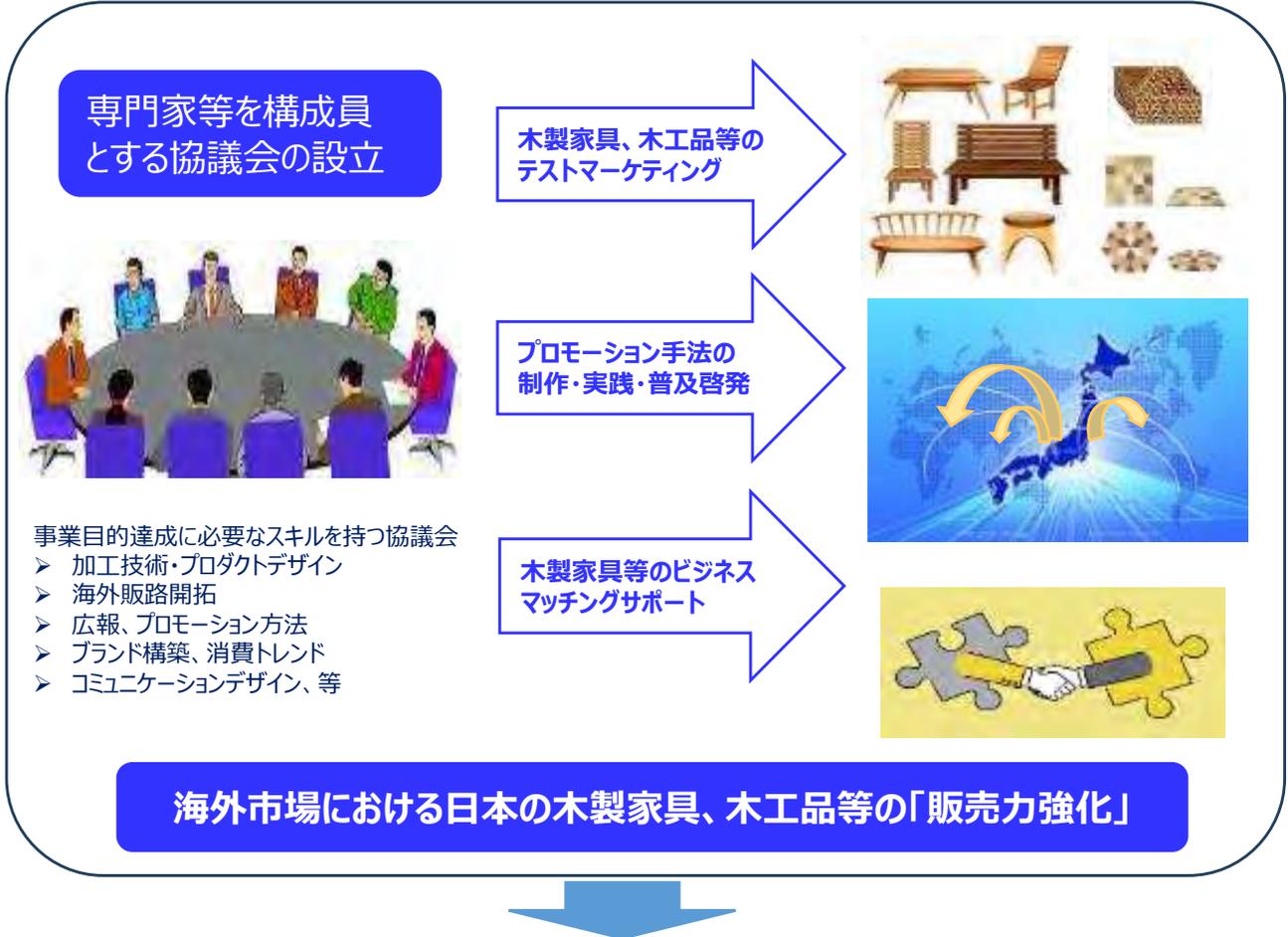
製造・デザイン・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会が実施する主に欧州、北米地域の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティング、輸出促進プロモーション手法の制作・実践・普及啓発、ビジネスマッチングサポート等の取組を支援します。

- 協議会の設立・運営
- 海外の市場ニーズ・商流等把握のためのテストマーケティング
- プロモーション手法の制作・実践・関係者への普及啓発
- 木製家具、木工品等に特化したビジネスマッチングサポート

<事業の流れ>



<事業イメージ>



高付加価値な木材製品の輸出拡大→林産物の輸出目標額達成

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法で、農産物の輸出促進に向けて、検疫条件等の協議に係る必要な施策を講ずることが新たに規定されたことに基づき、相手国の植物検疫措置が輸出の障壁となっている果樹等について、産地が長期にわたって対応可能な検疫条件の速やかな設定を進めるため、**相手国が警戒する病害虫の生態や国内の発生状況の調査、負担軽減型のリスク管理技術の確立等**を輸出産地と連携して行います。

<事業目標>

検疫が障壁となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁及び輸出検疫条件の緩和

<事業の内容>

1. 病害虫の発生状況等の調査

輸出相手国が侵入を警戒しているものの、我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の**生態や国内における発生状況**、当該病害虫の農産物に対する**寄生性等**を各地の輸出産地と連携して調査し、**検疫協議において利用するためのエビデンスとして整理**します。

2. 簡易なリスク管理技術の確立

農産物の輸出における病害虫のリスク管理措置として相手国から求められている**モニタリング調査、殺菌処理等**に関し、簡素化や効率化に繋がり、**輸出産地が長期にわたって実施できる手法や技術**を確立するとともに、それらの**効果を証明するためのデータを収集・整理**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

検疫措置に係る各県からの要望等の例

かんきつ産地	商業園地での発生が確認されていない害虫に対しても無発生を証明するための調査を求められている。調査を不要にするか、負担を減らして欲しい。
メロン産地	発生地域が高冷地や山間部のみ害虫であるにもかかわらず、平地での施設栽培でも発生調査等が求められており、輸出拡大の障害となっている。
ぶどう産地	施設栽培下では寄生が確認されていない害虫に対する発生調査を求められている。調査を不要にしてほしい。

【産地と連携した調査やデータの収集・分析】

病害虫の発生実態
果実への寄生性

病害虫の生態や分布

調査

調査

アウトウシウジョウバエ等の病害虫

- ・我が国産地では被害軽微
- ・国内被害が小さいためデータ不足
- ・未発生の相手国は警戒し措置要求
- ・果樹輸出に支障発生

【現行の発生調査（ガロントラップ）】

- ・誘引剤の希釈が必要
- ・誘引剤の腐敗により悪臭発生
- ・山間部まで多量の液体を携行して作業
- ・他のハエの混入防止対策が必要

雑バエが多く混入（現行トラップ）

【負担軽減型（簡易トラップ）】

- ・検疫対象のミバエは捕獲し、他のハエは混入しない
- ・誘引剤希釈の手間が不要
- ・多量の液体携行は不要
- ・設置、交換が容易

産地と連携した実証やデータ取得が必要

エビデンスに基づき輸出相手国と協議し、検疫条件を設定・緩和

<対策のポイント>

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、**食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、普及した低減対策等の効果検証を推進**します。

<政策目標>

農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

<事業の全体像>

1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業 156百万円

2. 微生物リスク管理基礎調査事業 74百万円

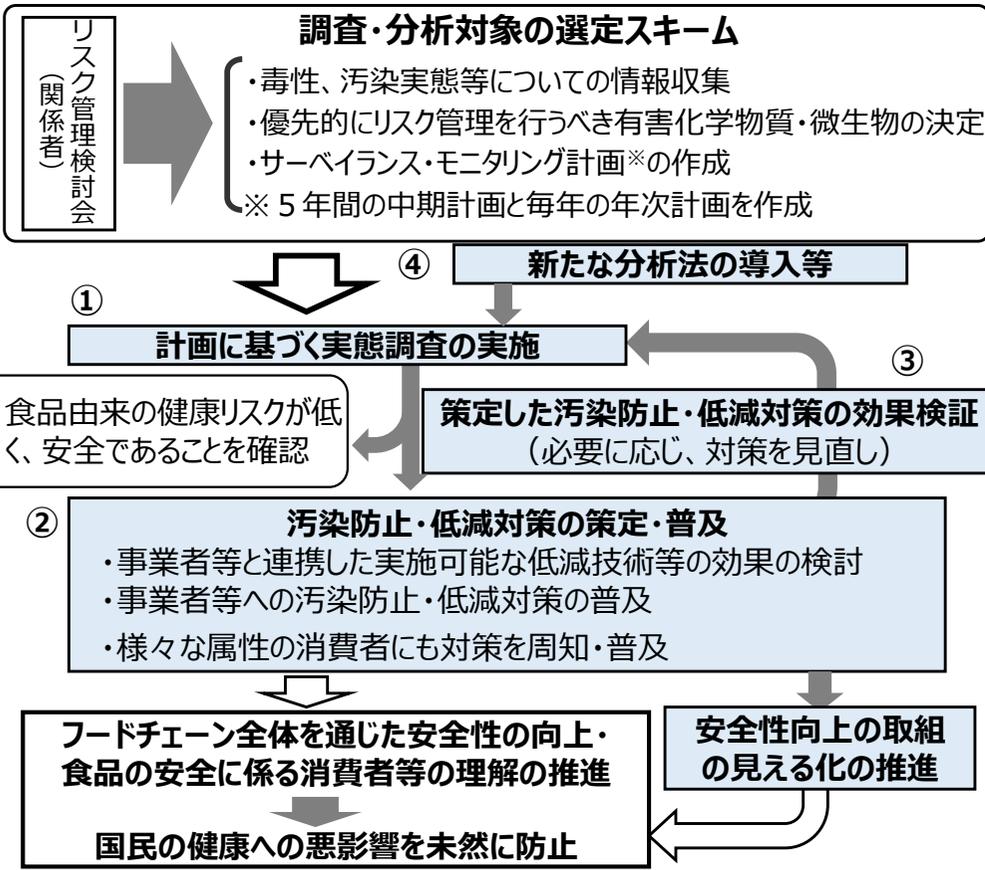
(1. 2. とともに以下の事業を実施)

- ① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。
- ② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。
- ③ **策定した汚染防止・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。
- ④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入**や**分析に必要な標準試薬の作製**を行います。
- ⑤ **輸出重点品目**や新たな食料源として**国際規格の必要性が検討されている品目**を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

(関連事業)

輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進 1,425百万円の内数

国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。



<事業の流れ>



食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業

【令和7年度予算概算要求額 3,054 (1,804) 百万円】

<対策のポイント>
食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、脱炭素化や環境負荷低減等のみどりの食料システム戦略の実現や、今後深刻化が見込まれる気候変動等の政策課題に対応した**革新的な品種・技術・生産体系の確立に資する研究開発を国主導で推進**します。また、研究成果の社会実装に向け、知財の活用を見据えた**研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化**など**研究開発環境の整備**を実施します。

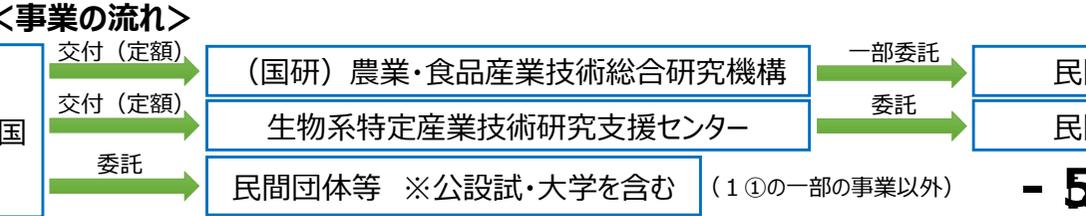
<事業目標>

- 重要課題に対応する技術を開発し、農林漁業者等がその開発された技術を実践 [令和11年度まで]
- 知財マネジメントの強化、アウトリーチ活動の展開により、農林水産業・食品産業にイノベーションを創出 [令和11年度まで]

<事業の内容>

- 1. 研究開発**
 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、**国主導で実施すべき重要な分野について、戦略的な研究開発を推進**します。
- ① 新品種開発研究**
生産性向上や気候変動等に対応する新たな品種等の研究開発を推進
 - ② 環境負荷低減対策研究**
みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発を推進
 - ③ 気候変動適応研究**
温暖化に対する適応技術や新品目の適地適作予測等の研究開発を推進
 - ④ 競争力強化研究**
生産性の向上や輸出の拡大等の現場ニーズを踏まえた、競争力強化に資する研究開発を推進
 - ⑤ 革新的技術創出研究**
バイオテクノロジー等の革新的な技術の創出に資する研究開発を推進

- 2. 環境整備**
 研究開発と成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財の活用を見据えた**研究開発時からの戦略的な知財マネジメントの強化**や**アウトリーチ活動の展開**等の環境整備を行います。
- ① 戦略的研究開発知財マネジメント強化事業**
 - ② 海外・異分野動向調査**
 - ③ みどりの食料システム戦略実現のためのアウトリーチ活動の展開**



<事業イメージ>

<p>新品種開発研究</p> <p>【研究内容】 ・産学官の連携により、食料安全保障の確保やみどりの食料システム戦略の実現に対応した革新的な特性を持つ新品種を効率的に開発 等</p> <p>【期待される効果】 ・気候変動下における食料安全保障、および持続可能な食料システムの構築を確実なものとし、輸出産業も活性化 等</p>	<p>環境負荷低減対策研究</p> <p>【研究内容】 ・栄養供給や病害抑止を増進させる有機物の新たな施用技術の開発、および土壌生物性の指標化を合わせて進めることで、土壌生物機能のフル活用に資する有機物施用法の意思決定手法を確立 等</p> <p>【期待される効果】 ・微生物機能のフル活用により、リン等の効率的利用や土壌病害抑止が図られ、化学肥料・農薬の使用量の大幅削減に貢献 等</p>	
<p>気候変動適応研究</p> <p>【研究内容】 ・温暖化「デメリット」への適地適作マップ応策（被害・水資源予測と水管理等の適応策）と温暖化「メリット」の利用策（5-10年先の新品目の適地適作情報のマップ化等）を開発 等</p> <p>【期待される効果】 ・気候変動の影響を受け難い産地を形成 ・新品目の導入により産地活性化・生産者の収益向上に貢献 等</p>	<p>競争力強化研究</p> <p>【研究内容】 ・マウス毒性試験に代わる、STX（サキシトキシン）鏡像異性体等を用いたホタテガイ等の麻痺性貝毒の正確な濃度決定手法を開発 等</p> <p>【期待される効果】 ・EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、輸出拡大を実現 等</p>	<p>革新的技術創出研究</p> <p>【研究内容】 ・スギ花粉米の実用化に向けた作用機序の解明、理論を裏付ける安全性・有効性のデータの取得 等</p> <p>【期待される効果】 ・スギ花粉症の根治につながるスギ花粉米の実用化 ・農産物を活用した新たな事業の創出 等</p>

① 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発

- 木材の輸出入時の防疫手法は臭化メチルクン蒸処理が未だに主流であるが、オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で使用に制限がある。
- 一方、近く発効が見込まれている国際植物防疫条約（IPPC）の木材の国際移動に関する附属書では、くん蒸等の薬剤使用の低減が可能な木材生産の各段階における病害虫移動のリスク評価に基づくシステムズアプローチへの移行が求められている。
- このため、我が国における木材の国際移動に関するシステムズアプローチを確立するとともに、外来病害虫のさらなる侵入を防ぐ管理対策技術を体系化することで、木材の輸出入時の国家間の病害虫移動リスクを緩和する。

目標達成に向けた現状と課題

- 木材の輸出入時には環境負荷の高い臭化メチルクン蒸が未だに主流
- 国際植物防疫条約(IPPC)では検疫時の薬剤使用の低減を可能とするシステムズアプローチへの移行が進む
- 実現には各段階での病害虫リスク評価が必要で科学的なエビデンスが不可欠
- 外来病害虫の侵入による樹木被害が拡大しており、侵入防止が急務

安全・安心で環境に優しい
木材輸出入システムが必要です

抑え込みが難しい
外来種被害が続発



オゾン層

臭化メチルは
大気へ放出



<イメージ>

必要な研究内容

科学的なエビデンスを積み重ね、最新の国際的な議論に即した国家間の病害虫移動リスク緩和手法を構築

- ① 国内の病害虫モニタリング手法や植栽、育林、伐採、輸送などの各段階の病害虫移動リスク評価手法の開発や臭化メチルの使用を代替する熱処理や代替薬剤の効果検証による木材の輸出時に利用可能なシステムズアプローチを確立
- ② 外来病害虫の侵入経路を分析し、輸入時に国内に持ち込ませない管理対策技術を体系化



社会実装の進め方と期待される効果

- システムズアプローチの取り組み方をマニュアル化し、国内の木材産地に周知（病害虫を持ち出さない）
- 外来病害虫の侵入リスクが高い国からの木材輸入に必要な措置をマニュアル化（持ち込ませない）
- 国家間交渉に科学的なエビデンスを提示

- システムズアプローチを先駆けて確立し、国家間の安全・安心な木材輸出入の仕組みづくりに貢献
- 樹木病害虫の海外へのまん延防止と木材輸出における環境への負荷低減
- 木を枯らす外来病害虫の国内への侵入阻止
- 木材の輸出拡大による再生林の推進



② ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発

- 漁業従事者が減少する中、現在生じている貝毒プランクトンの多発により、ホタテガイの出荷停止や指定処理場等での加工処理による更なる作業が生じることで、**養殖産地の維持が困難**になっている。
- 安全なホタテガイ等を国内外に効率的で計画的に出荷できるようにするためには、**省力的で迅速な機器分析法を確立**することが必要。
- また、日本では化学兵器禁止法により、麻痺性貝毒の有毒成分(サキシトキシン; STX)の製造や使用等が厳しく制限されており、**STXを標準物質として用いる機器分析法への移行が困難**であることが、ホタテガイ等の輸出拡大に向けた課題となっている。
- このため、麻痺性貝毒検査における機器分析技術の開発を行い、現場への導入を支援することで、**ホタテガイの養殖産地の維持を図る**。

目標達成に向けた現状と課題

- ・ 貝毒プランクトンの多発で出荷停止になる不安
- ・ EU規則改正（2021.10）により機器分析法へ移行しないと、EU等への輸出が困難となる可能性

（機器分析法で不可欠な標準物質が化学兵器禁止法により国内での使用が困難）



実需者

- ・ ホタテガイ等の計画的な出荷体制の構築には、貝毒を省力的・迅速に調べられる方法が必要



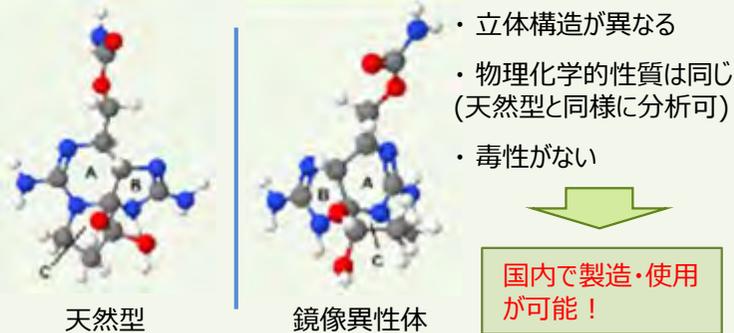
生産者

<イメージ>



必要な研究内容

<STX鏡像異性体の立体構造と性質>



国内で製造・使用が可能！

既往知見を応用

本課題では、

- ① 安全に取扱いできるSTX鏡像異性体等の標準物質製造・安定保存等の利用技術の開発
- ② STX鏡像異性体等を用いた正確な濃度決定手法の開発を行うことで、国内で取扱い可能な認証標準物質を確立

社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 鏡像異性体を用いた機器分析法を公定法として運用できるよう関係国と調整
- ・ 都道府県や民間検査機関と連携して、機器分析法による麻痺性貝毒の検査体制を構築

- ・ EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、**輸出拡大を実現**

- ・ これにより、2030年までに**ホタテガイの輸出額目標1,150億円***の達成に貢献（2021年実績：639億円）

※出典：養殖業成長産業化総合戦略(2021.7改訂)

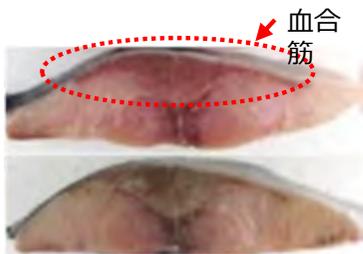
- ・ みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「**健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化**」にも貢献



③ 魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発

- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(2020.12農林水産業・地域の活力創造本部決定)では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、水産物では**ブリを輸出重点品目の一つに指定**している。このため、ブリ養殖においては、人工種苗の量産技術の開発や人工種苗を生産する担い手の確保・施設の拡充など、持続可能な養殖体制の構築と、これによる増産等を推進している。
- ブリ輸出の8割が冷凍であり、魚肉自体の鮮度を保持できる冷凍技術は普及しているものの、血合筋において冷解凍直後に褐色を呈する色調変化(褐変)が生じるため、**外見の劣化等による商品価値の低下が輸出拡大のボトルネック**になっている。
- このため、ブリの輸出拡大の実現に向けて、**褐変を防止する革新的冷凍技術の開発が求められている**。

目標達成に向けた現状と課題



解凍後のブリの切身
褐変が生じたブリの切身

解凍後1時間以内に外見の著しい劣化が生じる

- ・ 褐変による外見の劣化から生食用として取り扱えず、高鮮度で味の良い**日本の強みが生かせず**。

- ・ ブリ類の販路拡大を目指す**EUやアジア等で活用できる褐変防止技術がない**。



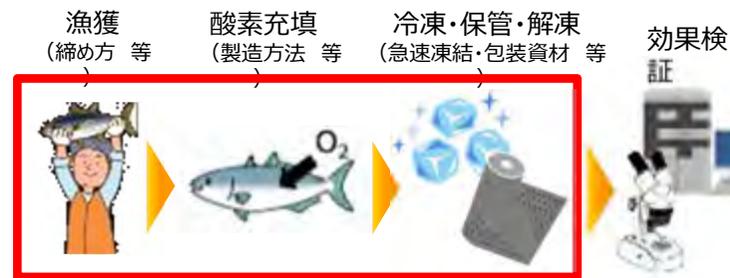
必要な研究内容

魚肉への酸素充填の有効性が明らかになっていることをふまえ、研究機関・生産者・冷凍機器メーカー等が連携して、

- ① **色調保持時間※を延ばすための最適な酸素充填方法や処理条件の検討** ※現状で解凍後3時間
- ② **冷凍後の保管温度※を高温化するための凍結技術や包装資材の開発** ※現状で-40℃保管

などを進めるとともに、漁獲から冷解凍に至る一連の実証試験を行うことで、魚類血合筋の褐変防止技術を確立。

<研究イメージ>



褐変経路の解明、生化学分析に基づく技術改良

社会実装の進め方と期待される効果

- ・ 褐変を防止可能な冷凍機器等を製品化。
- ・ 生産者・加工業者向けのマニュアル作成や講習会の開催を通じて技術を普及。
- ・ JF全漁連や都道府県等と連携して、褐変を防止する加工・流通体制を確立。

- ・ EUやアジア等へブリ類の販路が拡大することにより、**輸出拡大を実現**。

- ・ これにより、2030年までに**ブリの輸出額目標1,600億円※を達成**。(2020年実績：173億円)

※出典：養殖業成長産業化総合戦略(2021.7改訂)

- ・ みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「ムリ・ムダのない**持続可能な加工・流通システムの確立**」にも貢献。



フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R7予算概算要求）

優先枠の設定

サプライチェーン連結強化プロジェクト事業（新規）

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援

➤ フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

補助上限額の上乗せ

大規模輸出産地モデル形成支援事業

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を支援

➤ フラッグシップ輸出産地に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限を引き上げて支援

食料システム構築計画のみなし認定

新基本法実装・農業構造転換支援事業

（強い農業づくり総合支援交付金）（新規・拡充）

実需者と産地をつなぐ拠点事業者と農業者が協働して策定する食料システム構築計画に基づく取組について、ソフト支援から施設整備まで一体的に支援

➤ 「食料システム構築計画」に代えて、フラッグシップ輸出産地における「輸出事業計画」に基づく取組を支援

優先採択（ポイント加算等）

1 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

◎ グリーンな栽培体系加速化事業

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」等を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援

◎ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出するため、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援

2 ○データ駆動型農業の実践体制づくり支援

データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築、データ収集、分析機器の活用、新規就農者の技術習得等を支援

3 ◎ オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援

4 ○スマート農業技術の開発・供給促進事業のうち

スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究（新規）

主要な営農類型や技術体系ごとに、スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を支援

5 ◎ 農業農村整備事業

水田の汎用化・畑地化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築等を推進

6 ◎ 農地耕作条件改善事業

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等をハードとソフトを組み合わせて支援

7 ◎ 農地利用効率化等支援交付金

地域計画の目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援

8 ◎ 集落営農連携等強化促進事業

地域計画に位置づけられている集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組（雇用、法人化、共同利用機械等の導入等）を支援

9 ◎ 輸出先国規制対応支援事業のうち 国際的に通用する認証等の新規取得

輸出先国・地域が求める輸入条件への対応や、輸出手続を円滑に進めるために必要となる国際的に通用する認証等の新規取得に係る経費を支援

※ ◎ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する優遇措置に加えて、フラッグシップ輸出産地に対し、追加的に優遇措置を設ける事業
○ それ以外の事業